

建築工事設計図書作成基準

(令和2年改定)

平成28年6月30日国営整第62号
最終改定 令和2年9月30日国営整第105号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

建築工事設計図書作成基準

第1章 総則

1.1 目的

この基準は、建築工事の図面及び特記仕様書（以下「図面等」という。）の作成に際し、基本的な事項について定め、もって書式及び表示を統一することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

- (1) この基準は、営繕工事における建築工事の図面等の作成に適用する。

第2章 基本事項

2.1 一般事項

- (1) 図面等に使用する材料、施工方法等の名称は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築木造工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）の記載のとおりとする。
- (2) 図面等には、標準仕様書で規定されている事項は記載しない。ただし、標準仕様書にて特記することとしている事項、標準仕様書に規定されていない材料や施工方法等を用いる場合及び標準仕様書の規定を打ち消す場合は、その旨を記載する。
- (3) 図面等に使用する表示記号は、3.6に記載のとおりとする。ただし、表示記号が規定されていない場合は、適宜表示記号を定めて、凡例等にその旨を記載する。
- (4) 図面等に使用する単位記号は、国際単位系（SI）による。

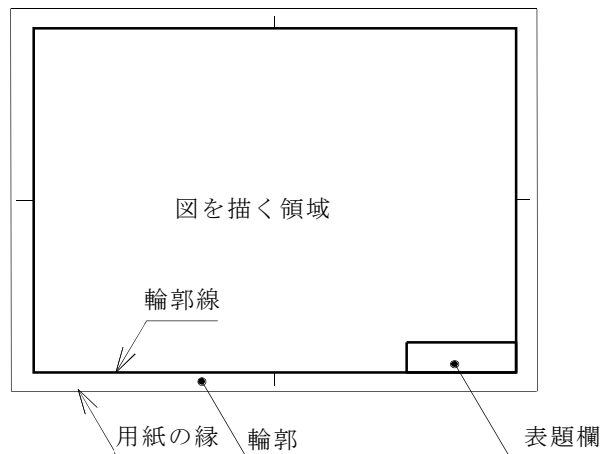
2.2 CADによる作図

- (1) 図面等は、CADにより作成することとし、1図面1ファイルとする。ただし、文字情報が主の特記仕様書等の作成については、ワープロソフト、表計算ソフト等を用いてもよい。
- (2) CADデータは、円滑な利活用が行えるよう「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」のCADデータ交換標準に対応したものとする。

第3章 基本製図

3.1 用紙

- (1) 原図の用紙サイズは、JIS Z 8311（製図－製図用紙のサイズ及び図面の様式）によるA1又はA3とする。
- (2) 用紙は、長辺を横方向で使用する。
- (3) 用紙には、次のとおり輪郭及び表題欄を設ける。



- (4) 表題欄は、次による。

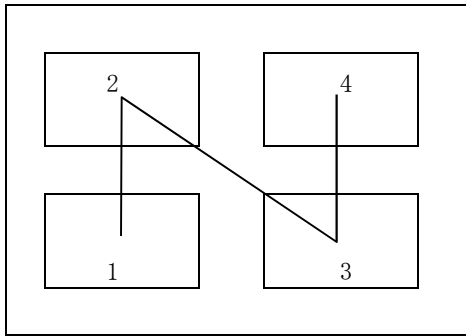
(設計者等表示欄) ※	工 事 名 称	図 面 番 号
	図面名称 尺度	
	担 当 部 局 名	

※ 設計者等表示欄は建築士法に基づき、建築士等がその業務に必要な表示行為を行う場合等に作成する。

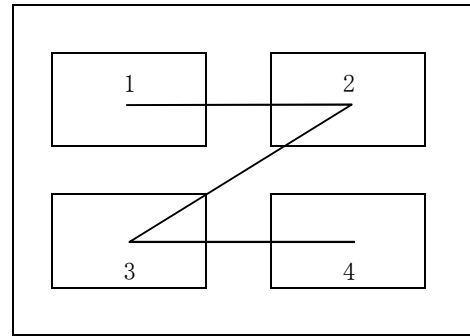
- (5) 図の配置は、次のとおりとする。
 - 1) 平面図、配置図、案内図等は、図の上方を北とする。
 - 2) 立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。これにより難しい場合は、上下方向を図面の左右方向に合わせ、左を上とする。

(6) 2面以上の平面図、展開図、伏図等を同一用紙内に記入する場合の配置は次による。

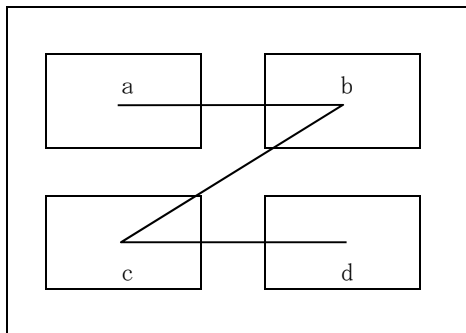
1) 平面図、伏図等の場合
 (数字は、最下階から上階の順を示す。)



2) 立面図等の場合
 (数字は方位等を示す。任意の立面図等を1の部分に記載し、以降は北西南東の順とする。)



3) 展開図等の場合
 (アルファベットは、展開記号の順を示す。)



3.2 文字

- (1) 文字の種類は、漢字、かな、アラビア数字及びローマ字とし、外来語はカタカナとする。
- (2) 文字のフォントは、ゴシック体とし、CADデータの交換標準に支障が出ないように、特定CADソフトの固有フォントは避け、一般的なものを使用する。
- (3) A1サイズ用の紙に記載する文字の大きさは、次による。

単位 [mm]			
文字パターン	文字高さ	文字幅	備考
一般	4.0 以上	3.5 以上	寸法、引出文字共
タイトル	10.0 以上	8.0 以上	

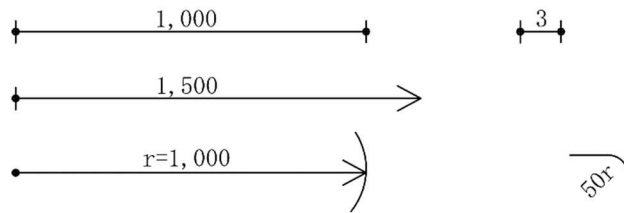
3.5 寸法等の表示

(1) 単位は、ミリメートルとし単位記号は省略する。ただし、ミリメートル以外の場合
は、その単位記号を記載する。

寸法は、次のように表示する。

1,260 450 5.5 103.7m

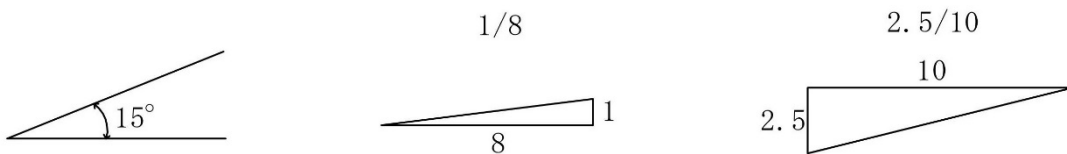
(2) 寸法は、寸法線に添えて横書きするものとし、次のように表示する。



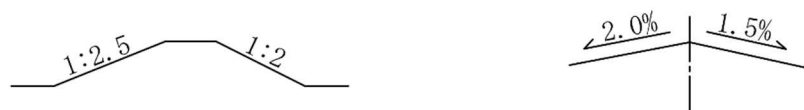
(3) 切断線は、次のように表示する。



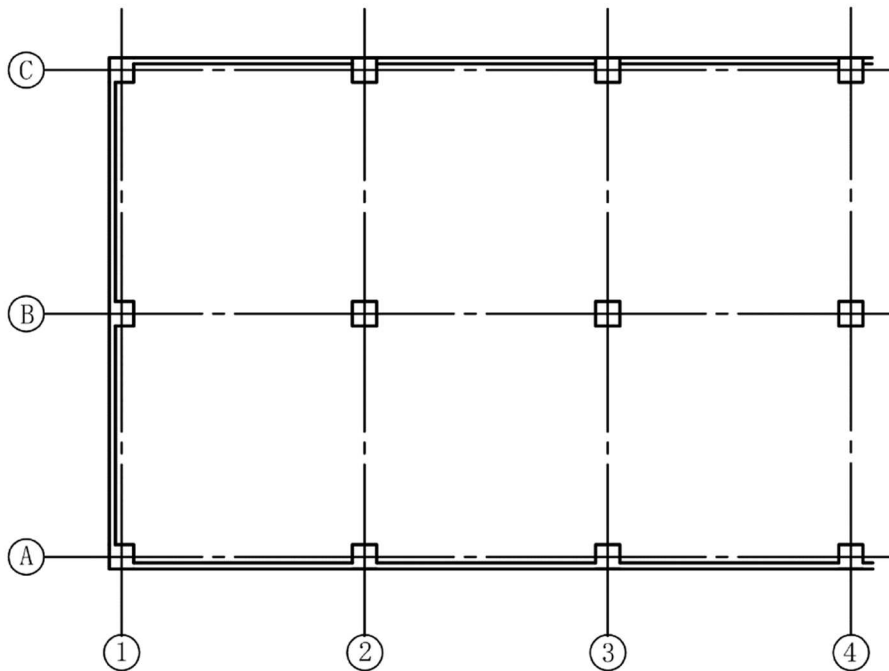
(4) 角度及び勾配は、度又は正接を用い、次のように表示する。正接による場合は、
一般に分子を1とした分数を用いる。ただし、屋根勾配には、分母を10とした分
数を用いることができる。



(5) (4)により難しい勾配は、次のように表示する。



- (6) 基準線は、基準階柱心とし、一点鎖線を用いる。
- (7) 柱列記号は、図の左下隅を原点とし、次のように表示する。



3.6 表示記号

- (1) 平面表示記号は、次による。
 - 1) 縮尺 1/100 及び 1/200 の図面に用いる平面表示記号は、別表 1 による。
 - 2) 別表 1 にないものについては、尺度に応じ実形を表示し、所要の説明を記載する。
- (2) 材料構造表示記号は、次による。
 - 1) 材料構造表示記号は、別表 2 による。
 - 2) 別表 2 にないものについては、尺度に応じ実形を表示し、所要の説明を記載する。
 - 3) 表示記号による表示長さが長い場合は、端部のみ記載し、中央部は省略することができる。
 - 4) 同一図においては、異なる尺度の表示記号を混同して使用しない。
- (3) 建具開閉表示記号は、次による。
 - 1) 建具開閉表示記号は、別表 3 による。
 - 2) 別表 3 にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号を表示し、所要の説明を記載する。

第4章 建築製図

4.1 一般事項

- (1) 工事内容は簡潔に表現し、複数の図を同一用紙に記載できる場合は、図面の集約を図る。
- (2) 図面間における記載事項の重複及び不整合を避ける。
- (3) 建物が複数棟ある場合は、棟別に必要な図面を作成する。
- (4) 図面は、工事発注区分（以下「工事区分」という。）ごとに取りまとめ、他工事との工事区分を明示する。
- (5) 製造業者名、製品名及びそれらが特定される内容は、記載しない。
- (6) 標準仕様書に規定されていない材料、施工方法等を用いる場合は、性能、構造、工法等を具体的に図示するものとし、必要に応じて詳細図等を作成する。
- (7) CADのレイヤ分類等は次による。

分類	項目	レイヤ名（レイヤ内容）	
作図 補助 要素	1 枠・心・寸法	図面枠	
		図中枠・表題欄	
		基準線	
		柱列記号	
		補助心	
		寸法線、寸法文字	
	2 文字・記号	室名	
		文字	
		材料構造表示記号	
		その他記号	
	3 その他作図線	補助図形・線	
		ハッチング	
		見上げ線	
		見え掛り線	
		割付線	
		その他作図線	
	意匠 要素	4 躯体・間仕切 下地	砂利地業(わく)
			柱(下地)
躯体壁(下地)			
梁その他(下地)			
間仕切(下地)			
5 仕上げ		柱(仕上げ)	
		壁(仕上げ)	

	6 建具	パーティション	
		階段	
		その他仕上げ	
		窓・ガラリ(枠)	
		窓・ガラリ	
		窓・ガラリ(軌跡)	
		とびら・戸・シャッター(枠)	
		とびら・戸・シャッター	
		とびら・戸・シャッター(軌跡)	
		7 敷地・外構	敷地境界線
	敷地外要素		
	外構		
	工作物		
	排水設備		
	舗装		
	植栽		
	8 家具・設備	家具本工事	
		家具備品	
		衛生設備機器	
		昇降機設備機器	
		その他設備	
	構造要素	9 鉄筋コンクリート造	基礎・柱・壁（断面線）
			大梁・小梁・床版
ハッチング（上り、下り）			
鉄筋			
10 鉄骨造		基礎・柱・壁（断面線）	
		大梁・小梁・床版	
		ハッチング（上り、下り）	
		鉄筋、アンカーボルト	
11 木造		基礎・柱・壁（断面線）	
		大梁・小梁・火打ち・床版	
		ハッチング（上り、下り）	
		鉄筋、アンカーボルト、金物	

- (8) 設定したレイヤの「レイヤ名（レイヤ内容）」、「線種」、「色」及び「線幅」についてレイヤリストを作成する。

4.2 図面等の順序、名称等

- (1) 図面等の順序、名称等は次による。改修工事及び設計変更における図面等は、工事の対象部分に限定することができる。なお、同一用紙に2以上の異なる図を記入することができる。

基本設計及び実施設計欄の○印は、それぞれにおいて作成する図面等を示す。

順序	図面等の名称	基本設計	実施設計	尺 度	備 考
1	表 紙	○	○		
2	図 面 目 録		○		図面枚数が少ない場合は表紙と組み合わせることができる。
3	特 記 仕 様 書	○	○		4.3による。
4	工 事 区 分 表		○		特定の同一部位に対し、複数の契約工事による施工が行われる場合に作成する。
5	敷 地 案 内 図	○	○		尺度は、特定行政庁で定めている場合は、それによる。
6	敷 地 求 積 図	○	○		
7	敷 地 現 況 図		○		敷地の現況と配置計画後の敷地形状が大きく異なる場合等に作成する。尺度及び方位は配置図と合わせる。
8	配 置 図	○	○	1/100又は1/200	1/300、1/500又は1/600を用いることもできる。
9	面 積 表 及 び 求 積 図	○	○		
10	仕 上 表	○	○		
11	平 面 図	○	○	1/100又は1/200	
12	立 面 図	○	○	1/100又は1/200	
13	断 面 図	○	○	1/100又は1/200	
14	矩 計 図		○	1/30又は1/50	
15	平面・断面・部分 詳 細 図		○	1/30又は1/50	1/2、1/3、1/5、1/10又は1/20を用いることもできる。
16	展 開 図		○	1/30又は1/50	詳細図と組み合わせることができる。
17	天 井 伏 図		○	1/100又は1/200	
18	建 具 位 置 図		○	1/100又は1/200	平面図と組み合わせることができる。
19	建 具 表		○	1/50又は1/100	
20	工 作 物 等 詳 細 図		○		配置図と組み合わせることができる。
21	外 構 詳 細 図		○		配置図と組み合わせることができる。
22	植 栽 図		○		配置図と組み合わせることができる。
23	仮 設 計 画 図		○		仮設計画を指定明示する場合に作成する。
24	構 造 関 係 共 通 事 項		○		
25	基 礎 伏 図		○	1/100又は1/200	1/10、1/20、1/30又は1/50を用いることもできる。
26	各 階 床 伏 図		○	1/100又は1/200	1/10、1/20、1/30又は1/50を用いることもできる。 小屋伏図を含む。
27	軸 組 図		○	1/100又は1/200	1/10、1/20、1/30又は1/50を用いることもできる。
28	部 材 断 面 リ ス ト 図		○	1/30又は1/50	1/2、1/3、1/5、1/10又は1/20を用いることもできる。
29	構 造 詳 細 図		○	1/30又は1/50	1/2、1/3、1/5、1/10又は1/20を用いることもできる。 標準的な仕様については、特記仕様書、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
30	使 用 構 造 材 料 一 覧 表		○		標準的な仕様については、特記仕様書、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
31	基 礎 ・ 地 盤 説 明 書		○		基礎伏図、各階床伏図等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。
32	施 工 方 法 等 計 画 書		○		特記仕様書、構造関係共通事項等、その他の図面等への記載をもって代えることができる。

4.3 特記仕様書の作成

(1) 特記仕様書に記載する事項は、次による。

- | | |
|--|--|
| <p>1) 新営工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名称 ・ 工事概要 工事場所 敷地面積 工事種目 ・ 建築工事仕様 | <p>2) 改修工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名称 ・ 工事概要 工事場所 敷地面積 工事種目 工事内容 ・ 建築改修工事仕様 |
|--|--|

(2) 工事概要の記載方法は、次による。

- 1) 工事場所は、登記上の地名及び地番を記載する。
- 2) 工事種目は、建物、工作物及び立木竹の順序で次により記入する。
 なお、工事範囲を指定する必要がある場合は工事範囲を記載する。
 - ① 建物については、その名称、構造、階数、工事種別、数量及び面積をそれぞれこの順序に記載する。
 - ② 工作物及び立木竹については、その名称、構造（立木竹等を除く）、工事種別及び数量をそれぞれこの順序に記載する。
- 3) 工事種目の各細目の記載方法は、次による。
 - ① 建物、工作物及び立木竹の名称は、「国有財産区分種目表」（国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令92号）別表第1）の摘要欄を参照し、同表の種目欄の順序により記載する。
 - ② 構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、軽量鉄骨造、木造等と記載することとし、略号を用いない。
 - ③ 階数は、地上階の数を何階建と記載する。ただし、1階建の場合は平屋建と記載する。なお、地階又は塔屋を含む場合は「（地下何階・塔屋何階）」と付記する。
 - ④ 工事種別は、「国有財産増減事由用語表」（国有財産法施行細則別表第2）及び「国有財産台帳等取扱要領について」（平成13年5月24日付け財理第1859号）の別添2「増減事由用語の説明等」により、新築、増築等と記載する。
 - ⑤ 数量は、建物についてはその棟数を、工作物については箇所数を、立木竹についてはその本数又は「一式」と記載する。
- 4) 建物の面積については、国有財産法（昭和23年法律第73号）による面積及び建築基準法（昭和25年法律第201号）による面積を記載することとし、その記載方法は次による。なお、国有財産法による面積の算出方法は、「国有財産台帳等取扱要領について」（平成13年5月24日付け財理第1859号）による。
 - ① 国有財産法による面積は、建物の建面積及び延べ面積とし、1棟を単位として記載する。延べ面積は、各階面積及び合計面積を記載する。
 - ② 建築基準法による面積は、建築面積及び延べ面積とし、1棟を単位として記

載する。延べ面積は、各階面積及び合計面積を記載する。

- ③ 同じ敷地内に規模及び内容を同じくする建物が2棟以上ある場合は、それらの合計面積及び1棟の面積を記載する。この場合、1棟の面積については、①及び②に基づいた内訳を記載する。
- ④ 面積の表示は、単位を平方メートルとし、小数点以下第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。

(3) 建築工事仕様及び建築改修工事仕様の記載方法は、次による。

- 1) 当工事に適用する標準仕様書を記載する。
- 2) 電気設備工事及び機械設備工事を建築工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する旨を記載する。
- 3) その他、次の事項を記載する。
 - ① 一般共通事項
 - ② 標準仕様書にて特記することとしている事項
 - ③ 標準仕様書に規定されていない材料
 - ④ 特記仕様書にて標準仕様書の記載事項を打ち消す場合のその旨

第5章 改修工事における図面等の作成

5.1 一般事項

- (1) 対象部分には、取外し、再取付け、撤去又は新設のいずれかを明示する。
- (2) 対象部分は、寸法とともに図示する。

第6章 設計変更における図面等の作成

6.1 一般事項

- (1) 変更対象部分には「原設計」及び「変更設計」の区分を明示し、原設計のみで構成される場合は、「取りやめ」、変更設計のみで構成される場合は「追加」と記載する。
- (2) 変更特記仕様書には、工事名称、工事概要、建築工事仕様及び変更内容を記載する。
 - 1) 工事概要の記載事項は、4.3(2)による。ただし、工事種目の工事種別には「変更一式」と記載する。
 - 2) 建築工事仕様及び建築改修工事仕様には次のとおり記載する。
「図面及び変更内容に記載されていない事項は原設計による。」
 - 3) 変更内容は、工事種目ごとに明瞭かつ簡潔に記載する。

別表1 平面表示記号







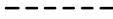

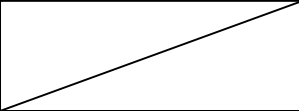



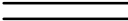
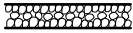
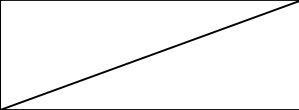

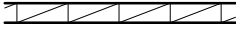
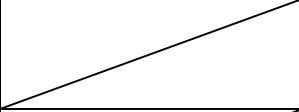
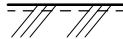
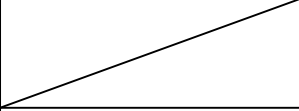
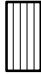
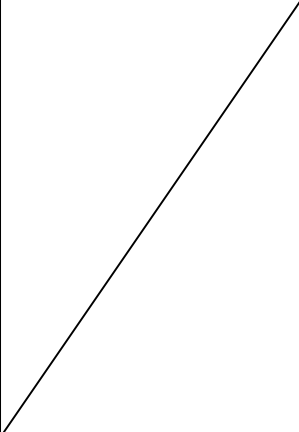
表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
方位 矢印方向は北を示す。		展開図記号	
敷地境界		吹抜け	
敷地石一段		エレベーター	
ベンチマーク		小荷物専用昇降機	
出入口		点検口	
ルーフドレン		建具符号	
縦どい		出入口一般	
スロープ 昇り表示	最上階	階段 昇り表示	最上階
	一般階		一般階
	最下階		最下階
両開き扉		両引き戸	
親子扉		片引き戸 (I)	
片開き扉		片引き戸 (II)	

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	
引違い戸			窓一般		
引込戸			両開き窓		
雨戸			片開き窓		
シャッター			引違い窓		
オーバーヘッドドア			はめごころし窓 回り出しし窓 すべり出しし窓 内外倒しし窓 つぎ出しし窓 上げ下げ窓 バラン		
折戸					
アコーディオンドア			シャッター付き窓		
格子付き窓			ブラインド付き窓		
網戸付き窓			カーテン付き窓		
ドアクローザー	ストップあり		ヒンジクローザー	ストップあり	
	ストップなし			ストップなし	
フロアヒンジ	ストップあり		郵便受け		
	ストップなし		室名札	持出	
		平付			

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号
室名表示 (カッティングシート)			分電盤	
ピクトグラフ	持出		端子盤	
	平付			
誘導標識 黒印は避難方向を示す。			誘導灯	
非常用進入口			煙感知器	
側溝 必要に応じ型(L, U, V)を 記入する。 矢印は流水方向を示す。			熱感知器	
排水管 管径及び管種を略号で記 入する。 矢印は流水方向を示す。			自動閉鎖装置	
コンクリート 舗装目地	突付け		連動制御器 操作部を有するもの	
	収縮			
法面			屋内消火栓	
ボーリング位置			屋外消火栓	地上式
				組込形
排水柵	一般		量水器	
	雨水		ガスメーター	
	汚水			
	トラップ		電気マンホール	
	公共			
囲障一般 材種を記入する。			電気ハンドホール	
縁石				

別表2 材料構造表示記号

表示事項		表示事項		
		縮尺1/100又は1/200程度の場合	縮尺1/10、1/20、1/30、1/50程度の場合	原寸及び縮尺1/2、1/3、1/5程度の場合
鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート				
鉄骨				実形に準じて表示する。
ALC			実形に準じて表示する。	
コンクリートブロック壁			実形に準じて表示する。	
軽量鉄骨下地間仕切壁(一般)			実形に準じて表示する。	
軽量鉄骨下地間仕切壁(遮音)			実形に準じて表示する。	
左官仕上げ				実形に準じて表示する。
石材又は擬石				
タイル				実形に準じて表示する。
木造壁(大壁)			実形に準じて表示する。	
既製間仕切	スタッド式		実形に準じて表示する。	
	パネル式			
	スタッドパネル式			
木材				

表示事項		表示事項	
		縮尺1/100又は1/200程度の場合	縮尺1/10、1/20、1/30、1/50程度の場合 原寸及び縮尺1/2、1/3、1/5程度の場合
畳			
保温・断熱吸音材			
防水層			
リブラス・メタルラス及びワイヤラス			
成形緩衝材			
地盤			
砂利・砂・碎石			
割り石			
れんが			実形に準じて表示する。
コンクリート打増し			
伸縮目地材			
鉄筋	D10		•
	D13		×
	D16		∅
	D19		●
	D22		○
	D25		⊙
	D29		⊗
	D32		⊚

表示事項		表示事項		
		縮尺 1/100 又は 1/200 程度の場合	縮尺 1/10、1/20、 1/30、1/50 程度の場合	原寸及び縮尺 1/2、1/3、 1/5 程度の場合
高力ボルト (F10T)	M12	/		●
	M16		⊙	
	M20		⊕	
	M22		⊗	
	M24		⊛	
溶融亜鉛 めっき 高力ボルト (F8T)	M16	/		
	M20		+	
	M22		✦	
	M24		✧	
普通ボルト	M12	/		○
	M16		⊙	
	M20		⊕	
	M22		⊗	
	M24		⊛	
梁貫通孔	50	/	⊕	
	75		✕	
	100		+	
	125		✦	
	150		⊕	
	175		✧	
	200		⦶	
	225		✦	
	250		⊕	
	275		✧	
	300		⦶	
	325		✦	
	350		⊕	
	375		✧	
400	⦶			

別表3 建具開閉表示記号

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両開き		アコーディオンドア	
親子		回転	縦軸
片開き			横軸
両引き		はめころし	
引違い		すべりだし	縦軸
片引き(Ⅰ) 片面がFIXのとき			横軸
片引き(Ⅱ)		内倒し	
引込 壁内に戸袋がある場合		外倒し	
シャッター		つきだし	
オーバーヘッドドア		上げ下げ	
折戸 表示は片引き2枚折戸を示す		バランス	

→印は開き方向を示す。